

平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内 正厳

被告 日本放送協会

答 弁 書

平成28年10月20日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

被告訴訟代理人

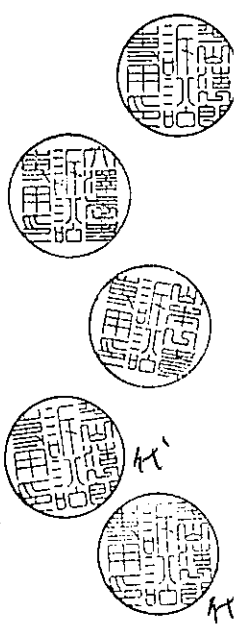
弁護士 平 山 浩 一 郎

同 大 澤 武 史

同 山 本 一 貴

同 梅 田 康 宏

同 秀 桜 子



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

原告が被告との間で、平成21年3月15日に放送受信契約を締結し、原告がこれに基づき放送受信料を支払っていたこと、被告が原告に対して平成27年9月25日に、奈良簡易裁判所に支払督促を申し立てたこと、

被告が平成27年10月22日に訴えの変更を申し立て、原告に対して平成24年12月から平成27年9月までの放送受信料4万3980円と遅延損害金の請求をしたことは認める。

また、原告が上記事件に関し、異議を申し立て、通常訴訟に移行後、奈良地方裁判所への移送を申し立てたところ、奈良簡易裁判所が平成27年12月11日付決定により移送を認めたことは認める。

その余は知らないし否認する。

主張については争う。

第3 被告の主張

1 はじめに

本件は、貴庁平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件(以下「第1事件」という。)と同一の争点について再度争うものであり、二重起訴禁止(民事訴訟法第142条)の趣旨に反する不当な提訴である。

すなわち、第1事件では、被告(第1事件原告)が放送受信契約に基づく放送受信料の支払いを求めたのに対し、原告(第1事件被告)は、「本件契約(被告代理人注:当事者間の放送受信契約を指す。)の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償契約であるところ、原告(被告代理人注:本件被告を指す。この引用部分において以下同じ。)が設置された社会的目的等に照らせば、原告は、放送受信契約者に対し、放送法4条1項各号を遵守した放送を提供する契約上の義務を負うというべきである」(乙1号証・第1事件判決3頁13行目以下)と主張し、原告(第1事件被告)のかかる義務の存在と、その不履行を前提に、「同時履行の抗弁権又は不安の抗弁権」(同頁23行目以下)を主張した。

そして、第1事件の第一審判決(以下「第1事件判決」という。)は、「放

送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、原告が個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務であるというべきであり、上記義務は、被告が負担する放送受信料支払義務と牽連関係にないものと解するのが相当である」と判示し、原告（第1事件被告）の主張を退けた（乙1号証6頁）。

これに対して原告（第1事件被告）は、第1事件判決を不服として平成28年10月7日に控訴し（貴庁平成28年（ワネ）第84号）、これにより第1事件は現在も係属している。

一方で原告は、第1事件判決の日（平成28年9月23日）より前である平成28年7月21日に本訴を提起し、その中で、第1事件で抗弁の根拠としたのと同じの放送受信契約に基づき、「放送法4条1項各号を遵守することは、放送受信契約の内容になっているのであるから、NHKは、単に、「放送事業者」として同上各号の遵守を求められているのではなく、個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号を遵守した放送を行う義務を負っている」（訴状8頁6行目以下）と、第1事件の抗弁で主張したのと同じの被告の義務の存在を主張した上で、そのような義務の存在の確認そのものを求めると共に、義務違反を理由とする損害賠償を求めている。

このように、本件は、第1事件で主要な争点となっている放送法4条1項各号の義務の性質および原告被告間の放送受信契約の内容及びをほぼ唯一の争点とするものであって、第1事件の蒸し返しにすぎないから、二重起訴禁止（民事訴訟法第142条）の趣旨に反する、不当な提訴であることは明らかである。

2 放送法4条1項各号の義務の法的性質について

上記のとおり、原告は、被告に「放送法第4条を遵守した放送を行う義務のあること」を前提に、被告は「個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号（被告代理人注：放送法4条1項各号のこと）を遵守した放送を行う義務を負っている」（訴状8ページ参照）とし、そのような義務に違反した放送によって原告が権利侵害を受けた」と主張する（訴状5ページ「第2 原告の請求の概要について」参照）が、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法第21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。

この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」（乙2号証・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10）と指摘されているところである。

この点、同一の論点が争点となった受信料債務不存在確認訴訟に関する東京地方裁判所平成2年12月21日民事第25部判決・LEX/DB25400722は、「しかし、右の放送法3条の2（現行放送法第4条：被告代理人注。以下同じ。）所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法32条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、

同法32条（現行放送法第64条：被告代理人註。以下同じ。）の規定に基づき受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならない。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法32条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。」（乙3号証・2頁「第三」10行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。）と明確に判断している。

また、既に述べたとおり、第1事件判決でも、放送法4条1項各号が定める義務は、被告が「個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務である」と明確に判示されているのである（乙1号証6頁）。

なお、念のため付言するに、原告の主張が失当であることは、被告に保障された放送番組編集の自由の観点からも明らかである。

すなわち、前掲福岡高等裁判所平成20年5月15日判決が以下のとおり判示している。

「放送法は、放送の効用の保障、放送による表現の自由の確保等の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律しその健全な発達を図ることを目的としているところ（同法1条）、同法3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されない」とし、放送番組編集の自由を規定しているから、別に法律で定める権限に基づく場合でなければ、放送番組編集への関与は許されない。そして、放送受信契約者ないし視聴者は、極めて多数であり、番組に対する理解や価値観も多岐にわたることに鑑みれば、個々の放送受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めるこ

とは、被控訴人の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい」「イ 以上からすれば、放送法の定める被控訴人の義務は公法上のものであり、被控訴人が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということとはできないというべきである」（乙4号証の3頁「第3」の「2（1）ア」の17行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。）

このように、被告の放送番組編集の自由の観点から見ても、被告による放送法4条違反を理由とする原告の主張が失当であることは明らかである。

したがって、本件訴訟における原告の主張もまた失当であることは明らかである。

3 放送受信料の法的性質は特殊な負担金であること

上記2のとおり、本件訴訟における原告の主張は失当であるが、以下では、放送受信料の性質について、念のため論ずる。

この点、原告は、本件訴訟においても、第1事件と同様、放送受信契約および放送受信料の法的性質について独自の見解に立ったうえで、縷々原告の主張を述べているが、以下述べるのとおり、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であり、この点に関する原告の主張も失当である。

すなわち、放送法は、放送が、性質上、同時に広範に情報を伝達可能である点で表現の自由の保障、ひいては民主主義の発達に資するものである一方、その技術的手段である電波は有限かつ極めて公共性の高い財であることから、「放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ること」を目的として制定されたものであり（放送法第1条）、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放

送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようによつて」を原則としている（同第1条）。

そして、かかる目的を達するために、放送法は、放送受信料を財源とし、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による」（放送法第15条）放送を実施すること等を原告の必須業務とし（放送法20条1項各号）、また放送設備の譲渡等に関する制限（放送法85条）や放送の休止及び廃止に関する規定（放送法86条）を設け、他方で広告等による収入により運営される民間放送事業者（原告を除く基幹放送事業者。同第5章、第6章）を併存させることで、公共放送事業者と民間放送事業者が相互に補完しあい、また切磋琢磨して、放送事業者全体としてすべての国民に対し多種多様で、良質の放送を提供することを企図し、公共放送と民間放送による二元体制を採用したのである（東京高等裁判所平成22年6月29日判決・判時2104号40頁（乙5号証、45頁第1段目）参照。なお、この判決は、最高裁判所で上告棄却等によって確定している（最高裁判所平成23年5月31日決定（乙6号証）。）。

しかるに、上記のような二元体制の一翼を担う被告という日本で唯一公共放送を担う特殊法人について、番組編成や報道等において広告主や国家から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、被告において広告料や税金ではない独立した自主財源を確保する必要がある。そこで、被告の財源は、広告料でもなく税金でもない、被告の放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされたのであり（被告が営利目的で業務を行うことが禁止されていることにつき放送法20条

4項、広告放送の禁止につき同83条1項)、放送受信料の性質は、被告が放送法に定められた業務(放送法第20条各項)を行うための、「特殊な負担金」と解される。

このことは、放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていないこと、国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされていること(放送法73条1項、20条1ないし3項)からも明らかである。

また、放送受信料の法的性質が特殊な負担金であることに関しては、福岡高等裁判所平成20年5月15日判決・LEX/DB28141066も、「受信料は、被控訴人の放送を受信できる受信設備を設置することがその基礎となっているが、放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であること、被控訴人の事業の費用がほぼ受信料により賄われていることからすれば、受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、被控訴人の業務を行うための公的負担としての性質を有することは否定できない」(乙4号証の3頁「第3」の「2(1)ア」の11行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。)と指摘しているとおりである。

以上のとおり、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではない。

なお、対価的給付を前提とするものでないことについては、札幌高裁平成22年11月5日判決・判時2101号61頁が、「放送受信契約は、控訴人の放送を受信可能な受信機を設置することによって、実際に控訴人の放送を受信するか否かに関係なく締結を義務づけられるものであり、その意味で、放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担す

る契約であると認められる」(乙7号証・66頁第4段目参照。なお、下線は被告代理人らが付した。)と判示しているとおりである。

もつとも、放送法第64条1項は、「特殊な負担金」を支払うべき者を決するに際し、被告の放送を受信することのできる受信設備の設置という客観的事実にかからしめることで、公共放送の自主財源の確保を図ろうとしたものであるから、そのこととの関係で、放送受信料が、受信可能性ないし視聴可能性との関係で対価的性質を有するようにも思える。しかし、これは上記のとおり受信設備の設置に着目した制度であることの反射的効果によるもので、仮に放送受信料に対価的性質があるとしても、それは従たる性質にすぎない。

このように、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、仮に対価的性質があるとしても従たるものにすぎない。

4 結語

以上のとおり、原告の主張は何ら理由がなく失当である。

よって、本件は速やかに棄却されるべきである。

以上